

淡路広域水道企業団公印規程

平成 22 年 3 月 26 日

管理規程第 3 号

淡路広域水道企業団公印規程（昭和 57 年淡路広域水道企業団管理規程第 3 号）の全部を次のように改正する。

改正 令和 3 年 9 月 29 日 管理規程第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公印の管理及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 企業団印
- (2) 企業長印
- (3) 企業長職務代理人印
- (4) 議会印
- (5) 議長印
- (6) 副議長印
- (7) 監査委員印
- (8) 企業出納員印
- (9) 企業長印（儀礼用）
- (10) 企業長印（身分証明用）
- (11) 企業長印（サービスセンター用）
- (12) 企業長職務代理人印（サービスセンター用）
- (13) 企業出納員印（サービスセンター用）
- (14) 事務局長印
- (15) センター長印
- (16) 総務課長印
- (17) 工務課長印

（公印の様式等）

第 3 条 公印の種類、書体、寸法、用途、個数及び公印の管理者（以下「公印管理者」

という。)は、別表のとおりとする。

(公印事務の整理)

第4条 公印に関する事務は、総務課において総括し、次の区分によって処理する。

- (1) 公印の新調、改刻又は廃止 総務課
- (2) 公印の管理 別表に定める公印を管理する課等(サービスセンターを含む。以下同じ。)

(公印の管理)

第5条 公印管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は常に堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

- 2 公印は、特に企業長(議会印及び議長印については議長。以下同じ。)の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の取扱者)

第6条 公印管理者は、必要があると認める場合には、公印取扱者(以下「取扱者」という。)を定め、公印の保管、使用その他関係事務を処理させることができる。

- 2 公印管理者又は取扱者が、出張、休暇その他の事情により不在のときは、公印管理者があらかじめ指定した職員が、その事務を代行する。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え、公印使用簿(様式第1号)に所要事項を記載の上、公印管理者又は取扱者に提示し、審査を受けた後でなければこれを使用してはならない。

- 2 前項の審査は、原則として決裁関係規定による手続を経ているか否かを形式審査するものであって、当該文書の内容にまで及ぶものではない。
- 3 公印は、執務時間中に所定の保管場所において使用するものとする。ただし、やむを得ない理由により、事前に当該公印管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(印影の印刷)

第8条 一定の字句又は内容の定まった文書を多数印刷する場合において、公印管理者が支障がないと認めるときは、公印の印影又はその拡大若しくは縮小したものを当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとする場合は、公印管理者の承認を受けなければならない。
- 3 公印の印影を印刷した文書は、当該文書を管理する課等の長が厳重に保管及び使用の状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 前項に規定する文書が不用になったときは、当該課等の長は、速やかに焼却、裁断

等の適当な方法により処分しなければならない。

(電算機による公印)

第9条 電算機を利用して事務処理を行う場合は、電算機に記録した公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したもの(以下「電子印影」という。)を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

2 電子印影を使用しようとする課等の長は、あらかじめ電子印影使用承認願(様式第2号)を総務課に提出し、承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により電子印影を使用する課等の長は、印影の改ざんその他不正使用のないように電子印影を適正に管理しなければならない。

4 電子印影を使用する課等の長は、電子印影を使用しなくなったときは、速やかにその印影を消去し、電子印影使用廃止報告書(様式第3号)を総務課に提出しなければならない。

(公印台帳)

第10条 総務課長は、公印台帳を備え、すべての公印をこれに登録し、公印の新調、改刻又は廃止のあった都度、必要な事項に登録し、これを整理しておかなければならない。

(公印の告示)

第11条 公印を新調し、改刻し、又は廃棄したときは、印影を付して告示するものとする。

(公印の事故届)

第12条 公印管理者は、その保管する公印に関し、紛失、盗難その他事故が生じたときは、企業長に報告しなければならない。

(公印の調製及び廃棄処分等)

第13条 公印管理者は、公印を調製し、又は改刻しようとするときは、企業長の承認を得なければならない。

2 公印管理者は、その保管する公印を改刻又は廃棄したときは、速やかに、不要になった公印を総務課長に引き継がなければならない。

3 公印管理者は、摩滅、き損等により使用に耐えなくなったとき及びその他の理由により使用しなくなったときは、企業長の承認を得て廃棄するものとする。

第14条 前条第2項及び第3項の規定により公印を廃棄するときは、使用が廃止された日から起算して5年間保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法により廃棄しなければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日管理規程第 2 号）

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	書体	寸法	用途	個数	公印管理者
企業団印	れい書	方 2.1 cm	企業団名をもってする文書用	1	総務課長
企業長印	れい書	方 2.4 cm	企業長名をもってする文書用	1	総務課長
企業長職務代理者印	れい書	方 2.4 cm	企業長職務代理者名をもってする文書用	1	総務課長
議会印	れい書	方 2.1 cm	議会名をもってする文書用	1	総務課長
議長印	れい書	方 2.1 cm	議長名をもってする文書用	1	総務課長
副議長印	れい書	方 2.1 cm	副議長名をもってする文書用	1	総務課長
監査委員印	れい書	方 2.1 cm	監査委員名をもってする文書用	1	総務課長
企業出納員印	れい書	方 2.1 cm	企業出納員名をもってする文書用	1	総務課長
企業長印 (儀礼用)	れい書	方 3.0 cm	企業長名をもってする儀礼文書用	1	総務課長
企業長印 (身分証明用)	れい書	方 1.5 cm	企業長名をもってする身分証明文書用	1	総務課長
企業長印 (サービスセンター用)	れい書	方 2.4 cm	企業長名をもってするサービスセンター文書用	3	センター長
企業長職務代理者印 (サービスセンター用)	れい書	方 2.4 cm	企業長職務代理者名をもってするサービスセンター文書用	3	センター長
企業出納員印 (サービスセンター用)	れい書	方 2.1 cm	企業出納員名をもってするサービスセンター文書用	3	センター長
事務局長印	れい書	方 2.1 cm	事務局長名をもってする文書用	1	総務課長
サービスセンター長印	れい書	方 2.1 cm	サービスセンター長名をもってする文書用	3	センター長
総務課長印	れい書	方 2.1 cm	総務課長名をもってする文書用	1	総務課長
工務課長印	れい書	方 2.1 cm	工務課長名をもってする文書用	1	工務課長

様式第 1 号(第 7 条関係)

公 印 使 用 簿

使用年月日	使用課	使用者	文 書 件 名	宛 名	審 査
				使用枚数	
				枚	
				枚	
				枚	
				枚	
				枚	
				枚	
				枚	
				枚	
				枚	

様式第2号(第9条関係)

					年 月 日	
総務課	課長	副課長	課長補佐	係長		係
					年 月 日	
<p>淡路広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">課長名</p> <p style="text-align: center;">電子印影使用承認願</p> <p>電算機に記録した次の公印の印影を使用したいので、淡路広域水道企業団公印規程第9条の規定により承認願います。</p>						
公 印 名						
使用帳票名						
印影の寸法						
使用開始日	年 月 日					
使用の理由						
<p>* <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認</p>	<p>*理由(不承認の場合のみ記入)</p>					

*印は、総務課で記入

※ 承認後、作成した帳票等の写しを一部提出してください。

様式第3号(第9条関係)

					年 月 日	
総務課	課長	副課長	課長補佐	係長		係
年 月 日						
淡路広域水道企業団企業長 様						
課長名						
電子印影使用廃止報告書						
電算機に記録した次の公印の印影を使用廃止したので、淡路広域水道企業団公印規程第9条の規定により報告します。						
公 印 名						
使用帳票名						
廃 止 日	年 月 日		印影消去日	年 月 日		
廃止の理由						